



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(法 律)

○ 森林法等の一部を改正する法律 (四四)

○ 港湾法の一部を改正する法律 (四五)
○ 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律 (四六)

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (四七)
○ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (四八)

(政 令)

○ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行期日を定める政令 (二二三)

○ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令 (二二四)

○ 災害対策基本法施行令の一部を改正する政令 (二二五)

(省 令)

○ 更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令 (法務三五)

(規 則)

○ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (国家公安委二二)

(告 示)

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件 (国家公安委一六)

○ 国際連合安全保障理事会決議に基づき資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (外務一七二)

○ 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示 (同一七二)

○ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件 (同一七三)

○ 紛失の届出により失効した旅券の告示 (同一七四)

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件 (農林水産二二三)

○ 砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通七六四、七六八)

○ 砂防法第二条の土地の指定を解除する件 (同七六九)

○ 道路に関する件 (東北地方整備局一四四、一四七)

○ 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同一四八)

○ 道路に関する件 (沖縄総合事務局三二)

(官庁報告)

産 業

日本工業規格 (経済産業省)

(公 告)

諸 事 項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、首都高速道路株式会社都市計画事業、税理士証票無効・登録抹消、厚生年金基金解散・清算人就任関係

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◆ 森林法等の一部を改正する法律 (法律第四四号) (農林水産省)

1 森林計画制度の見直し
鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域 (以下「鳥獣害防止森林区域」という)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項を地域森林計画の計画事項とすることとし、鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項を市町村森林整備計画の計画事項とすることとした。(第五条及び第一〇条の五関係)

2 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況に関する報告制度の創設
森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならないこととした。(第一〇条の八第二項関係)

3 共有者不確知森林に係る裁定制度の創設
(一) 地域森林計画対象民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するものうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの (以下「共有者不確知森林」という)の森林所有者で知れているもの (以下「確知森林共有者」という)が当該共有者不確知森林の森林所有者で確知することができないものの立木の持分 (以下「不確知立木持分」という)等の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、公告を求め、市町村の長に申請することができるとした。(第一〇条の二の二関係)

法律第四十六号

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五年」を「十年」に改める。
第六条第一号中「五年」を「十年」に改める。

一 次のイからハまでに掲げる者 三千六百万円
イ B 型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者(次号イに掲げる者を除く。)

ロ B 型肝炎ウイルスに起因して、肝がんになり患した者(イ並びに次号イ及びロに掲げる者を除く。)

ハ B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)に患した者(イ及びロ並びに次号に掲げる者を除く。)

第六条第一項第七号中「(B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患した者を除く。)」を削り、同号を同項第十号とし、同項第六号中「及び B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した者」を削り、同号を同項第九号とし、同項第五号中「であつて、前号に掲げる者以外のもの(B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した)」を(第一号から第五号まで及び前号に掲げる)に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した」を(第一号から第五号まで及び前号に掲げる)に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「当該慢性 B 型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及び B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんになり患し、又は死亡した」を「前各号、次号及び第八号に掲げる」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及び B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)若しくは肝がんになり患し、又は死亡した」を「前二号、次号及び第五号に掲げる」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものを除く。)に患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該肝硬変に患しているもの又は現に当該肝硬変に患していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの(これらの者のうち、第一号及び第二号に掲げる者を除く。)

五 B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものを除く。)に患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(第一号、第二号及び前号に掲げる者を除く。)

第六条第一項第一号の次に次の一号を加える。
二 次のイからハまでに掲げる者 九百万円

イ B 型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者のうち、当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者
ロ B 型肝炎ウイルスに起因して、肝がんになり患した者のうち、当該肝がんを発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(イ及び前号イに掲げる者を除く。)

ハ B 型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)に患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者(イ及びロ並びに前号イ及びロに掲げる者を除く。)

第八条第一項、第九条及び第十号中「から第三号まで」を「第三号又は第六号」に改める。
第十一条中「から第三号まで」を「第三号又は第六号」に改め、同条第一号中「第六条第一項第四号、第五号又は第七号」を「第六条第一項第二号、第四号、第五号、第七号、第八号又は第十号」に改める。

第十二条第一項中「第六条第一項第七号」を「第六条第一項第十号」に改める。

附則第四條第一項中「平成二十七年」を「平成三十二年」に改め、同条第二項中「平成二十八年」を「平成三十三年」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、平成二十八年度における長期借入金については、平成三十二年までの間に償還するものとす。
附則第五條(見出しを含む)中「平成二十八年」を「平成三十三年」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條第一号並びに附則第四條第一項及び第二項並びに第五條(見出しを含む)の改正規定並びに附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前の特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「法」という)第二条第三項に規定する確定判決等(以下「確定判決等」という)において、同条第二項に規定する特定 B 型肝炎ウイルス感染者(以下「特定 B 型肝炎ウイルス感染者」という)に相当する者であること及びこの法律による改正後の法(以下「新法」という)第六条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者に相当することを証された者又はその相続人に対して、施行日前に、国による損害の填補として、当該各号に定める額に相当する額の金銭の支払がなかつたときは、これらの者を、確定判決等において、特定 B 型肝炎ウイルス感染者であること及び当該各号に該当する者であることを証された者又はその相続人とみなして、新法の規定を適用する。

2 施行日前の確定判決等において、特定 B 型肝炎ウイルス感染者に相当する者であること及び新法第六条第一項第二号、第四号又は第五号に該当する者に相当することを証された者又はその相続人に対して、施行日前に、国による損害の填補として、当該各号に定める額に相当する額の金銭の支払があつたときは、これらの者を、確定判決等において、特定 B 型肝炎ウイルス感染者であること及び当該各号に該当する者であることを証された者又はその相続人とみなし、かつ、これらの者は、当該各号に定める額の法第三条第一項に規定する特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けたものとみなして、新法の規定(第三条から第七号までの規定を除く。)を適用する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次
第一章 内閣府関係(第一条—第三条)
第二章 総務省関係(第四条)

第七十七条の次に次の二条を加える。

(大学附属の学校)

第七十七条の二 公立大学法人が設置する大学に、当該大学の教育研究上の目的を達成するため、定款で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校(次項において「学校」という。)を附属させて設置することができる。

2 設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(出資の認可)

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条に掲げる業務のうち出資に関するものを行うおととするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

(会計監査人の資格等の特例)

第七十九条の二 公立大学法人の会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを当該公立大学法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

2 公立大学法人においては、第三十七条第二項に規定する者のほか、次に掲げる者は、会計監査人となることができる。

- 一 監査の対象となる公立大学法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 二 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの
- 三 長期借入金及び債券発行の特例

第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の償還者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第七十九条の四 前条第一項又は第二項の規定により、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならない。

第三章 文部科学省関係

(学校教育法の一部改正)

第五条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公立大学法人」の下に「以下「公立大学法人」という。」を、「次項」の下に「及び第百二十七条を「私立学校法」の下に(昭和二十四年法律第二百七号)を加え、学校法人と称する」を「学校法人」という」に改める。

第四条第一項第二号中「市町村」の下に「(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。)」を加え、同条第四項中「第五十四条第三項において」を「以下」に改め、「という」の下に「(指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第五十四条第三項中「町村」を「以下この項において同じ」町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。に、「又は指定都市の設置する」を「(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。又は指定都市(指定都市が単独で又は他の指定都市若しくは市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。の設置する」に、「教育委員会が」を「教育委員会(公立大学法人の設置する高等学校にあつては、当該公立大学法人)が」に改める。

第百三十条第一項及び第百三十一条中「又は都道府県」の下に「(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第百三十三条第一項中「市町村」の下に「(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第四章 厚生労働省関係

(職業安定法の一部改正)

第六条 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条を」第二十八条に、「第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介」を「第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介(第二十九条―第二十九条の九)」に、「第三十三条の五」を「第三十三条の四」に、「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第四条第七項中、「第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の三第一項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第五条第四号中「の者」の下に「(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)」を加える。

第五条の二の見出し中「職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「及び」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第五条の三第一項中「及び職業紹介事業者」を「特定地方公共団体及び職業紹介事業者」に改め、同条第二項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第五条の五中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加え「すべて」を「全て」に改める。

第五条の六第一項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加え「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第五条の七中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体」を加える。

第二十九条を削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介

(地方公共団体の行う職業紹介)

第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。

特定地方公共団体は、取扱職種の種類等(その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ)を定めることができる。

特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

(事業の廃止)

第二十九条の二 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせなければならない。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第二十九条の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(公共職業安定所による情報提供)

第二十九条の五 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対して、求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう)その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

(公共職業安定所による援助)

第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

(特定地方公共団体の責務)

第二十九条の七 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業の運営に当たっては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「特定地方公共団体」と、同条第二項中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第二十九条の九 この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

第三十二条の十二第一項中「その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲(以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。))を「取扱職種の範囲等」に改める。

第三十三条第一項中「職業安定機関」の下に「及び特定地方公共団体」を加え、「から第三十三条の四まで」を「及び第三十三条の三」に改め、同条第四項中「第三十二条の十六まで」を「前条まで」に、「第三十二条の十六第二項」を「前条第二項」に改める。

第三十三条の四を削る。

第三十三条の五中「第三十三条の三第一項」を削り、同条を第三十三条の四とする。

第三章第三節中第三十三条の六を第三十三条の五とし、第三十三条の七を第三十三条の六とする。

第四十六条中「第三十三条の五」を「第三十三条の四」に改める。

第四十八条中「第三十三条の六」を「第三十三条の五」に改める。

第四十八条の四第一項中「職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、職業紹介事業者」に、「当該職業紹介事業者」を「当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者」に改める。

第五十条第一項及び第二項中「労働者の募集又は」を「を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く)又は労働者の募集若しくは」に改める。

第五十一条の二中「第三十三条第一項」を「特定地方公共団体、第三十三条第一項」に、「第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の三第一項」に、「無料職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改める。

(社会福祉法の一部改正)

第七条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

(雇用対策法の一部改正)

第八条 雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 雑則(第三十一条・第三十八条)」を「第八章 雑則(第三十三条・第四十条)第三十一条・第三十二条」に改める。

第二条中「含む。」の下に「、同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条中「施策が」を「施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、」に改める。

第三十八条の見出しを削り、同条第一項第三号中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第四号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同条を第四十条とする。

第三十七条を第三十八条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条を第三十七条とし、第三十二条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十一条の次に次の一条及び章名を加える。

(要請)

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置要請」という)に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定め定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章 雑則

第九條 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の見出しを「(指定検査機関の指定)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣の」を「その」に改める。

第二十二條中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十三條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(指定の公示等)」を付し、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日」を「主たる事務所の所在地、当該指定をした日、その食鳥検査の業務を行う事務所の所在地及びその行わせることとした食鳥検査の業務」に改め、同条第二項中「又は主たる」を「主たる事務所の所在地又はその指定に係る食鳥検査の業務を行う」に、「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十五條第三項中「委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改める。

第二十六條第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣は」を「都道府県知事は、その」に、「ときは、その」を「ときは、当該」に改める。

第二十八條第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「厚生労働大臣及び委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十九條第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、同項を同条第三項中「厚生労働大臣及び委任都道府県知事」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十一條の見出しを「(監督命令)」に改め、同条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に、「この法律を施行する」を「その行わせることとした食鳥検査の業務の適正な実施を確保する」に改め、「ときは」の下に「その」を加え、同条第二項を削る。

第三十二條第一項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に改め、「受けなければ」の下に「その指定に係る」を加え、同条第二項中「厚生労働大臣は、指定検査機関の」を「都道府県知事は、その指定検査機関に行わせることとした」に改め、「により」の下に「その」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「関係委任都道府県知事に通知するとともに」を削り、同項を同条第三項とする。

第三十三條第一項中「厚生労働大臣は」を「都道府県知事は、その」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣は」を「若しくは」に改め、「若しくは」に改め、「若しくは」の下に「その行わせることとした」を加え、又は一部を「若しくは」に改め、同条第三項中「第二十八條第三項」を「第二十八條第二項」に、「第三十一條第一項」を「第三十一條」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同項の規定により「その行わせることとした」を加え、「関係委任都道府県知事に通知するとともに」を削る。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

第三十五條の見出し中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「委任都道府県知事は」を「都道府県知事は、その」に改め、「受けて」の下に「その指定に係る」を「規定により」の下に「その」を加え、「厚生労働大臣が」を削り、「対し」の下に「その行わせることとした」を、「又は」の下に「その」を「事由により」の下に「その指定に係る」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「による通知を受けた」を「によりその食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととなるとき、又は同項の規定により当該食鳥検査の業務の全部若しくは一部を行うこととなる事由がなくなった」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「食鳥検査の業務」を「その食鳥検査の業務の全部若しくは一部を」に、「又は厚生労働大臣が」を「その行わせることとした」に、「係る」を「ついて」に、「若しくは」を「又は」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十七條第二項及び第三十八條第二項中「厚生労働大臣又は委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「指定検査機関」を「その指定検査機関」に改める。

第四十一條第二項中「厚生労働大臣」を「その指定に係る都道府県知事」に、「厚生労働大臣は」を「当該都道府県知事は」に改める。

第五章 農林水産省関係

(森林法の一部改正)

第十條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六條の二第四項中「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該保安林が、第二号に該当するとき、又は第二十五條第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定され、かつ、第二号に該当するときは、農林水産大臣の同意を得なければならない。

(漁業近代化資金融通法の一部改正)

第十一條 漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号中「特別の」を「当該資金の貸付けにより当該合計額が次に掲げる額を超えることにつき農林水産大臣が定める」に、「農林水産大臣」を「農林水産大臣(当該資金が、第一項第六号から第九号までに掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域とするものその他の農林水産省令で定める漁業者等)に対して農林中央金庫が貸し付ける資金以外のものであるときは、当該漁業者等の住所を管轄する都道府県知事その他の農林水産省令で定める都道府県知事」に改める。

第六章 経済産業省関係

(工場立地法の一部改正)

第十二條 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四條の二第一項中「都道府県は、当該都道府県内の町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。は、当該市町村)に、「第三項」を「次項」に、「都道府県準則」を「市町村準則」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第六條第一項中、「当該特定工場の設置の場所が町村の区域に属する場合にあつては当該特定工場の設置の場所を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。に、当該特定工場の設置の場所が市の区域に属する場合にあつては」を削り、「市長(以下単に「市長」を「市町村長特別区の区長を含む。以下単に「市町村長」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第七條、第十条及び第十五條の規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第六條から第十條まで、第四十二條（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八條第二項及び第三項の改正規定に限る）、第四十四條並びに第四十六條の規定、公布の日
- 二 第六條、第八條及び第十四條の規定並びに附則第三条、第十三條、第二十四條から第二十六條まで、第二十九條から第三十一條まで、第三十三條、第三十五條及び第四十八條の規定、公布の日から起算して三月を超えた日
- 三 第十三條の規定及び附則第十七條の規定、この法律の公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（地方独立行政法人法等の一部改正に伴う経過措置）

第二条 地方公共団体は、この法律の施行の日（附則第七条を除き、以下「施行日」という。）前においても、地方独立行政法人法第八十條の規定により読み替えられた同法第七條又は第八條第二項の規定により、その議会の議決を経て、第四條の規定による改正後の地方独立行政法人法（次項において「新地方独立行政法人法」という。）第二十一條第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定した定款を定め、又は定款に同号に掲げる業務のうち出資に関するものを規定する変更を行い、総務大臣及び文部科学大臣又は都道府県知事の認可を受けることができる。この場合において、当該認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 新地方独立行政法人法第七十七條の二第一項の規定により地方独立行政法人法第六十八條第一項に規定する公立大学法人が設置する大学に附属して設置される新地方独立行政法人法第七十七條の二第一項に規定する学校の設置のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第六條の規定による改正前の職業安定法（次項において「旧職業安定法」という。）第三十三條の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行っている地方公共団体については、同号に掲げる規定の施行の日、第六條の規定による改正後の職業安定法（次項において「新職業安定法」という。）第二十九條第二項の規定による通知をしたものとみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前にされた旧職業安定法第四十八條の四第一項の規定による申告は、同日以後における新職業安定法第四十八條の四の規定の適用については、同条第一項の規定による申告とみなす。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下この条において「新食鳥処理法」という。）第二十一條第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同項及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一條第二項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

2 都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、前項の規定による指定の申請があった場合には、施行日前においても、新食鳥処理法第二十二條及び第二十三條第一項の規定の例により、その指定及び公示をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は施行日において新食鳥処理法第二十一條第一項の指定を受けたものと、その公示は施行日において新食鳥処理法第二十三條第一項の規定によりした公示とみなす。

3 この法律の施行の際現に第九條の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一條第一項の規定により厚生労働大臣から同項の者（以下この項において「食鳥検査機関」という。）に対してされた指定である指定であつて、この法律の施行の際現に同条第一項の規定により都道府県知事がその食鳥検査の全部又は一部を行わせている食鳥検査機関に対してされた指定によるものは、施行日において新食鳥処理法第二十一條第一項の規定により当該都道府県知事から当該食鳥検査機関に対してされた指定とみなす。この場合において、当該都道府県知事は、新食鳥処理法第二十三條第一項の規定により、その公示をしなければならない。

（工場立地法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する都道府県が第十二條の規定による改正前の工場立地法（以下「旧工場立地法」という。）第四條の二第一項の規定により定めた準則は、当該都道府県内の町村が第十二條の規定による改正後の工場立地法第四條の二第一項の規定により準則を定めた条例の施行の日又は当該都道府県が条例で定める日のいずれか早い日までの間は、当該町村が定めた準則とみなす。

2 施行日前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六條第一項、第七條第一項又は第八條第一項の規定による届出であつて施行日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

（水質汚濁防止法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第十五條の規定による改正前の水質汚濁防止法第四條の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第十五條の規定による改正後の水質汚濁防止法第四條の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定、以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令で定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令で定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（抄）（第六条関係）

※ 「現行」は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第八条による改正後のもの

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等（第二十六条―第二十八条）</p> <p>第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介（第二十九条―第二十九条の九）</p> <p>第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 無料職業紹介事業（第三十三条―第三十三条の四）</p> <p>第三節 補則（第三十三条の五―第三十五条）</p> <p>第三章の二～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第四条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介等（第二十六条―第二十九条）</p> <p>第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 無料職業紹介事業（第三十三条―第三十三条の五）</p> <p>第三節 補則（第三十三条の六―第三十五条）</p> <p>第三章の二～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第四条（略）</p>

②⑥ (略)

⑦ この法律において「特定地方公共団体」とは、第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

⑧ この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者という。

⑨⑩ (略)

(政府の行う業務)

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一 三 (略)

四 政府以外の者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体を除く。)の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業又は労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。)第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業(以下「労働者派遣事業等」という。)を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

五 七 (略)

(職業安定機関と特定地方公共団体等の協力)

②⑥ (略)

(新設)

⑦ この法律において「職業紹介事業者」とは、第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。

⑧⑨ (略)

(政府の行う業務)

第五条 政府は、第一条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

一 三 (略)

四 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業又は労働者派遣法第二条第三号に規定する労働者派遣事業及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。)第二条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業(以下「労働者派遣事業等」という。)を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

五 七 (略)

(職業安定機関と職業紹介事業者等の協力)

第五条の二 職業安定機関及び特定地方公共団体、職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

② 求人者は求人者の申込みに当たり公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

③ (略)

(求人者の申込み)

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人者の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容

第五条の二 職業安定機関及び職業紹介事業者又は労働者供給事業者は、労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需要供給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

(労働条件等の明示)

第五条の三 公共職業安定所及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

② 求人者は求人者の申込みに当たり公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、労働者供給を受けようとする者はあらかじめ労働者供給事業者に対し、それぞれ、求職者又は供給される労働者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

③ (略)

(求人者の申込み)

第五条の五 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求人者の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反す

容が法令に違反するとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

(求職の申込み)

第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職の申込みは全て受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

② 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第二章の二 地方公共団体の行う職業紹介

(地方公共団体の行う職業紹介)

第二十九条 地方公共団体は、無料の職業紹介事業を行うことができる。

るとき、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めるとき、又は求人者が第五条の三第二項の規定による明示をしないときは、その申込みを受理しないことができる。

(求職の申込み)

第五条の六 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職の申込みはすべて受理しなければならない。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないことができる。

② 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(求職者の能力に適合する職業の紹介等)

第五条の七 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

(新設)

第二十九条 削除

② 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の職業紹介事業を行う旨を、厚生労働大臣に通知しなければならない。

③ 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等（その職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲をいう。以下同じ。）を定めることができる。

④ 特定地方公共団体が、前項の規定により取扱職種の範囲等を定めた場合においては、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

（事業の廃止）

第二十九条の二 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第二十九条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の職業紹介事業を行わせてはならない。

（取扱職種の範囲等の明示等）

第二十九条の四 特定地方公共団体は、取扱職種の範囲等、苦情の処理に関する事項その他無料の職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

(公共職業安定所による情報提供)

第二十九条の五 公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に
関する情報の提供を希望するときは、当該特定地方公共団体に対して、
求人又は求職に関する情報として厚生労働省令で定めるものを電磁的方
法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す
る方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するもの
とする。

(公共職業安定所による援助)

第二十九条の六 公共職業安定所は、特定地方公共団体に対して、雇行情
報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料の職業紹介事業の
運営についての援助を与えることができる。

(特定地方公共団体の責務)

第二十九条の七 特定地方公共団体は、無料の職業紹介事業の運営に当た
つては、職業安定機関との連携の下に、その改善向上を図るために必要
な措置を講ずるように努めなければならない。

(準用)

第二十九条の八 第二十条の規定は、特定地方公共団体が無料の職業紹介
事業を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項中「
公共職業安定所」とあるのは「特定地方公共団体」と、同条第二項中「

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

公共職業安定所は」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は、「と読み替えるものとする。」

(施行規定)

第二十九条の九 この章に定めるもののほか、特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 職業安定機関及び地方公共団体以外の者の行う職業紹介

(取扱職種の範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

②・③ (略)

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。）を行うとする者は、次条及び第三十三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(新設)

第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介

(取扱職種の範囲等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。）を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

②・③ (略)

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行うとする者は、次条から第三十三条の四までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

②・③ (略)

④ 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から前条までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、前条第二項中「、職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

⑤ (略)

(削る)

②・③ (略)

④ 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第三十二条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「、職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

⑤ (略)

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の四 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

一 当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附

帯する業務として行う無料の職業紹介事業

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の六第一項（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十条の二において準用する場合を含む。）に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置として行う無料の職業紹介事業

② 第三十条第二項から第四項まで、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可を受けようとする者」とあるのは「第三十三条の四第一項の届出をしようとする地方公共団体」と、同項及び同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

（公共職業安定所による援助）

第三十三条の四 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

（公共職業安定所による援助）

第三十三条の五 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

第三十三條の五・第三十三條の六 (略)

(準用)

第四十六條 第二十条、第三十三條の四及び第四十一條第一項の規定は、労働組合等が前條の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同條第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供給する」と、第四十一條第一項中「同項の許可」とあるのは「同條の許可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

(指針)

第四十八條 厚生労働大臣は、第三條、第五條の三、第五條の四、第三十三條の五及び第四十二條に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

第三十三條の六・第三十三條の七 (略)

(準用)

第四十六條 第二十条、第三十三條の五及び第四十一條第一項の規定は、労働組合等が前條の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同條第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供給する」と、第四十一條第一項中「同項の許可」とあるのは「同條の許可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

(指針)

第四十八條 厚生労働大臣は、第三條、第五條の三、第五條の四、第三十三條の六及び第四十二條に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 特定地方公共団体、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

② (略)

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業者を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業者を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業者を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業者を行う者(第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業者を行う場合における特定地方公共団体を除く。)又は労働者の募集若しくは労働者供給事業者を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(厚生労働大臣に対する申告)

第四十八条の四 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者がこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、当該職業紹介事業者に求職の申込みをした求職者、当該募集に応じた労働者又は当該労働者供給事業者から供給される労働者は、厚生労働大臣に対し、その事実を申告し、適当な措置を執るべきことを求めることができる。

② (略)

(報告及び検査)

第五十条 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、職業紹介事業者、労働者の募集又は労働者供給事業者を行う者に対し、必要な事項を報告させることができる。

② 行政庁は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、職業紹介事業者、労働者の募集又は労働者供給事業者を行う者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

③・④ (略)

第五十一条の二 特定地方公共団体、第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しくは第三十三条の三第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「特定地方公共団体等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方公共団体等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。特定地方公共団体等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び特定地方公共団体等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

③・④ (略)

第五十一条の二 第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）</p> <p>第八章 雑則（第三十三条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）<u>、同法の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者をいう。</u></p> <p>第七章 国と地方公共団体との連携等</p> <p>（国と地方公共団体との連携）</p> <p>第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第三十一条―第三十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）<u>及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。</u></p> <p>第七章 雑則</p> <p>（国と地方公共団体との連携）</p> <p>第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。</p>

の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

(要請)

第三十二条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内において、多数の離職者が発生し、又はそのおそれがあると認めるときその他労働者の職業の安定のため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、労働者の職業の安定に関し必要な措置の実施を要請することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）に基づき労働者の職業の安定に関し必要な措置を実施するときはその旨を、当該措置要請に係る措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該措置要請をした地方公共団体の長に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たつては、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、学識経験者その他の厚生労働省令で定める者の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定により意見を求められた者は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第八章 雑則

第三十三条～第三十八条 (略)

(新設)

(新設)

第三十二条～第三十七条 (略)

(罰則)

第三十九条 第三十二条第四項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略)

(新設)

(罰則)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 (略)